

四 民衆外交の確立

- 一 被爆民衆を救済せしむ
- 二 海外に於ける民衆政策を打徹せしむ
- 三 世界の移民の自由を確立せしむ

五 軍政の改革

- 一 軍備を徹底的に削減せしむ
- 二 兵卒除隊を促進せしむ
- 三 在營兵の家族に扶養料を供せしむ
- 四 大行政府組織の改革
- 五 中央集権的警察行政を打徹せしむ
- 六 地方自治制を徹底的に確立せしむ

七 財政及税制の改革

- 一 (A) 支出
 - 一 社会施設支出を増大せしむ
 - 二 資本家権限の補正及公債の放棄を促進せしむ
 - 三 軍政費を削減せしむ
 - 四 大商道預金部資金を貯蓄階級の資金に運用せしむ
- 二 (B) 税收入
 - 一 財產税を改定せしむ
 - 二 土地増徴税を改定せしむ

政策の中心

政治

全口民衆政策草案

- 一 十二條給付生活者保護法の制定
- 二 八時間労働制を確立せしむ
- 三 退職手当を公定せしむ
- 四 公債制を確立せしむ

十三 教育の根本的改定

- 一 義務教育費を國庫負担せしむ
- 二 農民学校、労働学校を公定普及せしむ
- 三 八時間中等学校を普及し公費制にせしむ
- 四 國定教科書編纂委員会を設け下民衆の意見を採納せしむ

十四 社会施設の徹底的改定

- 一 政府災害に關する社会保護法を制定せしむ
- 二 養老年金制を制定せしむ
- 三 小作土地制の徹底的改定を打徹せしむ
- 四 住宅制を公定普及せしむ
- 五 医療救済を徹底的に打徹せしむ
- 六 失業救済を徹底的に打徹せしむ
- 七 失業救済、住宅、森林、山林、國定、事業主並に公債等
- 八 失業救済、住宅、森林、山林、國定、事業主並に公債等

- 一 都市住宅地を公有せしむ
- 二 官公有地の地下を禁止せしむ
- 三 十時間労働制を實施せしむ
- 四 八時間労働制を實施せしむ
- 五 國庫預金部を確立せしむ
- 六 最低賃銀法を制定せしむ
- 七 健康保險法、工場法、鉱山法、船員法、船舶職員法を改定せしむ
- 八 土木、建築、漁業、交通其他屋外労働者保護法を制定せしむ
- 九 國庫労働條件を實施せしむ
- 十 完全なる小作法を制定せしむ
- 十一 農民政策の確立
- 十二 耕作權(補正)を制定せしむ
- 十三 耕作權(補正)を制定せしむ
- 十四 耕作權(補正)を制定せしむ
- 十五 耕作權(補正)を制定せしむ
- 十六 耕作權(補正)を制定せしむ
- 十七 耕作權(補正)を制定せしむ
- 十八 耕作權(補正)を制定せしむ
- 十九 耕作權(補正)を制定せしむ
- 二十 耕作權(補正)を制定せしむ
- 二十一 耕作權(補正)を制定せしむ
- 二十二 耕作權(補正)を制定せしむ
- 二十三 耕作權(補正)を制定せしむ
- 二十四 耕作權(補正)を制定せしむ
- 二十五 耕作權(補正)を制定せしむ
- 二十六 耕作權(補正)を制定せしむ
- 二十七 耕作權(補正)を制定せしむ
- 二十八 耕作權(補正)を制定せしむ
- 二十九 耕作權(補正)を制定せしむ
- 三十 耕作權(補正)を制定せしむ
- 三十一 耕作權(補正)を制定せしむ
- 三十二 耕作權(補正)を制定せしむ
- 三十三 耕作權(補正)を制定せしむ
- 三十四 耕作權(補正)を制定せしむ
- 三十五 耕作權(補正)を制定せしむ
- 三十六 耕作權(補正)を制定せしむ
- 三十七 耕作權(補正)を制定せしむ
- 三十八 耕作權(補正)を制定せしむ
- 三十九 耕作權(補正)を制定せしむ
- 四十 耕作權(補正)を制定せしむ
- 四十一 耕作權(補正)を制定せしむ
- 四十二 耕作權(補正)を制定せしむ
- 四十三 耕作權(補正)を制定せしむ
- 四十四 耕作權(補正)を制定せしむ
- 四十五 耕作權(補正)を制定せしむ
- 四十六 耕作權(補正)を制定せしむ
- 四十七 耕作權(補正)を制定せしむ
- 四十八 耕作權(補正)を制定せしむ
- 四十九 耕作權(補正)を制定せしむ
- 五十 耕作權(補正)を制定せしむ

- 一 十六裁判制度の改革
- 二 冤罪者及び不当檢査者に対する國家賠償
- 三 陪審制度の徹底的改定
- 四 死刑を廢止せしむ
- 五 娼寮管理の徹底的改定
- 六 無産者に対する前貸扶助制を確立せしむ
- 七 女子に対する経済的法律的差別の撤廢
- 八 男子同一労働に對し同一賃金を支給し、女子持家労働の扶助法を制定せしむ
- 九 人身賣買に依る娼婦制を廢止せしむ
- 十 女子の夜業制を廢止せしむ
- 十一 娼妓法、相繼法を徹底的に改定せしむ
- 十二 遺言の相繼法を制定せしむ
- 十三 遺言の相繼法を制定せしむ
- 十四 住宅標準法を制定せしむ
- 十五 遺言の相繼法を制定せしむ
- 十六 遺言の相繼法を制定せしむ
- 十七 遺言の相繼法を制定せしむ
- 十八 遺言の相繼法を制定せしむ
- 十九 遺言の相繼法を制定せしむ
- 二十 遺言の相繼法を制定せしむ
- 二十一 遺言の相繼法を制定せしむ
- 二十二 遺言の相繼法を制定せしむ
- 二十三 遺言の相繼法を制定せしむ
- 二十四 遺言の相繼法を制定せしむ
- 二十五 遺言の相繼法を制定せしむ
- 二十六 遺言の相繼法を制定せしむ
- 二十七 遺言の相繼法を制定せしむ
- 二十八 遺言の相繼法を制定せしむ
- 二十九 遺言の相繼法を制定せしむ
- 三十 遺言の相繼法を制定せしむ
- 三十一 遺言の相繼法を制定せしむ
- 三十二 遺言の相繼法を制定せしむ
- 三十三 遺言の相繼法を制定せしむ
- 三十四 遺言の相繼法を制定せしむ
- 三十五 遺言の相繼法を制定せしむ
- 三十六 遺言の相繼法を制定せしむ
- 三十七 遺言の相繼法を制定せしむ
- 三十八 遺言の相繼法を制定せしむ
- 三十九 遺言の相繼法を制定せしむ
- 四十 遺言の相繼法を制定せしむ
- 四十一 遺言の相繼法を制定せしむ
- 四十二 遺言の相繼法を制定せしむ
- 四十三 遺言の相繼法を制定せしむ
- 四十四 遺言の相繼法を制定せしむ
- 四十五 遺言の相繼法を制定せしむ
- 四十六 遺言の相繼法を制定せしむ
- 四十七 遺言の相繼法を制定せしむ
- 四十八 遺言の相繼法を制定せしむ
- 四十九 遺言の相繼法を制定せしむ
- 五十 遺言の相繼法を制定せしむ

- 一 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 二 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 三 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 四 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 五 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 六 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 七 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 八 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 九 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 十 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 十一 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 十二 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 十三 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 十四 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 十五 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 十六 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 十七 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 十八 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 十九 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 二十 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 二十一 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 二十二 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 二十三 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 二十四 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 二十五 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 二十六 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 二十七 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 二十八 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 二十九 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 三十 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 三十一 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 三十二 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 三十三 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 三十四 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 三十五 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 三十六 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 三十七 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 三十八 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 三十九 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 四十 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 四十一 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 四十二 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 四十三 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 四十四 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 四十五 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 四十六 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 四十七 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 四十八 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 四十九 借入金本位口借入法を改定せしむ
- 五十 借入金本位口借入法を改定せしむ

以上